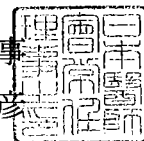


令和元年 11 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」は令和元年 11 月 1 日に公布され、同年 12 月 14 日より施行されることとなっておりますが、今般、サービス付き高齢者向け住宅の登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し、より円滑な登録が可能になるよう、登録申請書の添付書類の省略等を行うとともにその他所要の改正が行われることとなり、当会宛に周知依頼の事務連絡が参りましたのでご連絡申し上げます。

本改正の主な内容といたしましては、これまで、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする者は、登録の申請時において、登録申請書に入居契約及び前払金に関する登録基準に適合することを誓約する書面を、登録申請書に添付して提出しなければならないこととされていたところ、今回の改正において、登録申請書中のチェックボックスで誓約することとされ、同様に登録申請書に添付して提出しなければならないとしていた、登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する書面についても、添付を求めるのではなく登録申請書中のチェックボックスに誓約することとされた旨等が示されております。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録に際しては、申請を行う者又はその法定代理人が法人である場合には、申請書に「役員の氏名」を記載する旨規定されておりますが、役員氏名は申請を行うサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者、事務所等を特定するために記載を求めているところであり、例えば法人登記簿に記載のない執行役員については記載する必要がないことに留意されたい旨も示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

(令元. 11. 1 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)



事務連絡
令和元年11月1日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号)は令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行されることとなりました。

本省令改正に伴い、各都道府県・指定都市・中核市福祉担当部長宛てに、別添のとおり施行通知を周知したところです。

つきましては、貴会におかれましても、別添通知の内容を御了知いただくとともに、貴会会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月1日
老高発1101第1号
国住心第198号

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号。以下「改正省令」という。）は令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行されることとなっている。

施行等に当たっては、下記事項に御留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正の趣旨

今般、登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し、より円滑なサービス付き高齢者向け住宅事業の登録が可能になるよう、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する登録申請書の記載事項及び第7条に規定する登録申請書の添付書類の省略等を行うとともにその他所要の改正を行うこととした。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、必要となる措置を講ずることとした。

第2 登録申請書への記載事項について

1. 登録申請書中のチェックボックスにおける誓約について

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第6条第1項第15号及び改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第7条第10号に基づき、法第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録の申請時において、登録申請書に、法第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準（入居契約及び前払金に関する登録基準）に適合することを誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととしていたところである。今回の改正においては、登録申請書中のチェックボックスで誓約することとした。

また、同様に登録申請書に添付して提出しなければならないとしていた、登録申請者及び法定代理人が法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当しない者であることを誓約する書面についても、添付を求めるのではなく登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとした。

2. 役員名簿に記載する者について

サービス付き高齢者向け住宅の登録に際しては、法第6条第1項第3号及び第4号において申請を行う者又はその法定代理人が法人である場合には、申請書に「役員の氏名」を記載する旨規定されている。当該規定に基づき、施行規則別記様式第1号の別添1及び別添2において、役員の氏名を役員名簿という形で記載することとしているところである。

役員氏名は申請を行うサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者、事務所等を特定するために記載を求めているところであり、例えば法人登記簿に記載のない執行役員については記載する必要がないことに留意されたい。

第3 登録の申請に必要な添付書類について

登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し円滑な登録が可能になるよう、以下の添付書類は不要とした。

- ①縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びサービスを提供する者が常駐する場所の位置を表示した付近見取図
- ②縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内における位置を表示した図面
- ③申請者がサービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合は、その旨を証する書類
- ④申請者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款
- ⑤申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- ⑥法第7条第1項第6号及び第7号の基準に適合することを誓約する書面
- ⑦申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- ⑧申請者が未成年者である場合は、その法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約

する書面

デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚閣議決定）や情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）においては、行政機関間の情報連携等により、入手・参照できる情報に係る添付書類については添付を省略することとされている。

各都道府県等においては、改正省令による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）に規定する書類以外に確認することが必要と認める事項がある場合には、必要に応じて、所管する行政機関から登記事項証明書や不動産登記事項証明書を入手する等の対応をされたい。

なお、商業・法人登記の登記事項証明書に係る情報については、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、法務省において、情報連携の仕組みを構築中であり、令和2年度中に運用を開始する予定である。また、不動産の登記事項証明書についても、商業・法人の登記事項証明書と同時期の情報連携の開始に向けて検討を進めているところである。

第4 登録拒否要件について

1. 登録拒否要件に該当しないことを誓約させる者の範囲について

法第8条においては、都道府県知事はサービス付き高齢者向け住宅の登録申請者が登録拒否要件に該当するときは、その登録を拒否しなければならないと規定している。また前述したとおり、新施行規則においては、登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとしているところである。

当該規定に基づき、登録の申請に際しては「役員」及び「政令で定める使用人（事務所の代表者である使用人）」が欠格要件に該当しないことを誓約する必要があるが、法人の役員や事務所の代表者は法人の意思決定に関与する立場にあることから、その責任能力について判断する必要があるが、当該登録拒否要件が規定されているのであるから、役員の範囲については、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」等を想定しており、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれないこと留意されたい。

2. 登録に係る個別審査規定の整備について

整備法の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、新施行規則第15条の3においては「法第八条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。」との規定を新設した。

申請者が新施行規則第15条の3に掲げる要件に該当するか否かの判断については、

原則として申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することにより、その者が上記業務を適正に行うことができるか否かを審査することとする。

ただし、審査の過程において疑義が生じた場合は、新施行規則第7条第6号を根拠に、例えば下記に掲げる（1）又は（2）の書類の提出を求めることができる。

（1）成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書

（2）契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの。

上記（1）又は（2）の提出を求める場合は、申請者が（1）又は（2）どちらを提出するか選択できるようにし、例えば（1）だけの提出に限るといったことのないよう留意されたい。

第5 経過措置について（改正省令附則第2項関係）

1. 登録の申請について

改正省令の施行の日（令和元年12月14日）前に登録の申請をしている者が提出している登録申請書の添付書類及び登録申請書は、旧施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式が適用される。

なお、登録を受けた者は、新施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式により新たに記載が求められる事項を届け直す必要はない。

2. 登録の更新等について

令和元年12月14日前に登録を受けた者が令和元年12月14日以後に法第5条第2項の登録の更新を受けようとする場合又は変更の届出を行おうとする場合は、新施行規則の規定が適用される。

以 上

別記様式第一号（第四条関係）

年 月 日

〔 都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 〕 殿

登録申請者住所
又は主たる事務所の所在地
商号、名称
又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

別 紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (従前の登録番号)
住宅の名称	(ふりがな)
所在地	(住居表示)
利用交通手段	<input type="checkbox"/> 1.電車(線 駅から で 分) <input type="checkbox"/> 2.その他()
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 <small>期間</small> 年 月 日から 年 月 日まで
施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 <small>期間</small> 年 月 日から 年 月 日まで
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 地上権 <input type="checkbox"/> 3. 賃借権 <input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利 <small>期間</small> 年 月 日から 年 月 日まで

注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	電話番号
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな)	
	商号、名称又は氏名	
	住 所 (法人にあつては主たる事 務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
法人の役員	別添2のとおり	
誓約事項	<p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者</p> <p>三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であつて、その役員又は使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 個人であつて、使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>※ 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該者の法定代理人は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p>	

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号)) 電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸
居住部分の規模	(最小)	m ²
	(最大)	m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細については、別添 3 のとおり 階数 階建
	構造	
竣工の年月	年 月 日	
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合している	
	<input type="checkbox"/> エレベーターを備えている	
	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている	

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) <input type="checkbox"/> (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)	詳細については、 別添 4 のとおり
	状況把握 生活相談	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託	約 円	
食事の提供	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円		
入浴等の介護	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円		
調理等の家事	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円		
健康の維持増進	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円		
	その他	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円	
家賃の概算額	(最低) 約 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり		
	(最高) 約 円			
共益費の概算額	(最低) 約 円			
	(最高) 約 円			
敷金の概算額	(最低) 約 円	家賃の 月分		
	(最高) 約 円			
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円			
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃			
	サービス提供 の対価			
返還額の算定方法				
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 <input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険 <input type="checkbox"/> その他 ()			
誓約事項	<p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。</p> <p>一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>イ 書面による契約であること。</p> <p>ロ 居住部分が明示された契約であること。</p> <p>ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号の前払金(以下「家賃等の前払金」という。)を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。</p> <p>ニ 家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。</p> <p>ホ 入居者の入居後、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第12条第1項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。</p> <p>ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。</p> <p>二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。</p>			
特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている			
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない			
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている			
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない			
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている			
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない			

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務の内容 (契約事項)	
管理業務の委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
修繕計画	
計画策定の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
大規模修繕の実施予定	頃実施予定
その他計画的な修繕予定	

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の内容	

10. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

--

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者		<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の法人等		
サービスを提供する者の人数	<input type="checkbox"/> 医師	人員	人	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 人
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 人
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 人
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	人員	人	<input type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 人
常駐する場所	<input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地)				
常駐する日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()				
常駐する時間	日中	時	分	～	時 分 人員 人
	上記以外の時間	時	分	～	時 分 人員 人
毎日1回以上の 状況把握サービスの提供方法					毎日 回
	<input type="checkbox"/> 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)				
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	時 分 ～ 時 分		
		上記以外の日	<input type="checkbox"/> 24時間		
	通報方法				
	通報先	通報先から住宅までの到着予定時間 分			
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法		
	前払金	約 円			
備考					

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
食事提供を行う場所		<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他()			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()			
	内容	<input type="checkbox"/> 3食 <input type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない()			
	調理等	<input type="checkbox"/> 厨房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他()			
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約	円	内訳	朝食 円 昼食 円 夕食 円
	前払金	約	円	前払金の 算定方法	
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
		内容	<input type="checkbox"/> 入浴介護 <input type="checkbox"/> 排せつ介護 <input type="checkbox"/> 食事介護 <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
		内容	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
		内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
		内容			
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					